

N.mobi プラットフォームサービス利用規約

第1条（適用）

1. NTT西日本株式会社（以下「甲」という）は、EV 導入運用支援サービスである N.mobi プラットフォームサービスの提供に関し、本利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、関連する法令・法規及び本規約に従い、N.mobi プラットフォームサービス（ソフトウェアの機能をネットワーク経由で提供するサービスであってその詳細はサービスプラン毎に別紙1に定めるもの（以下、「個別サービス」といいます。）を総称したサービス（以下、「本サービス」といいます。))を提供します。
2. 甲は、第5条に基づき、本規約等（第2条第1項に定義します。）を契約条件とする本サービスのサービス利用契約（以下、「利用契約」といいます。）を締結した者（以下、「乙」といいます。）に対し、対象となる個別サービスを提供します。乙及び利用者（第3条第2号に定義します。）は、本規約の内容に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。
3. 個別サービスには、本規約記載の条件に加えて特則が適用されることがあります。特則は、当該特定の個別サービスのみに適用されるものであり、他の個別サービスには適用されません。特則の内容は、本規約と一体として適用されるものであり、特則と本規約に相違のある場合には、特則が優先して適用されるものとします。

第2条（規約の変更）

1. 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本規約及び特則（以下、「本規約等」といいます。）を変更することがあります。この場合、契約条件は、変更後の本規約等によります。
 - (1)本規約の変更が、乙の一般の利益に適合するとき
 - (2)本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、本規約の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項の場合、甲は、変更後の本規約等の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに当該変更により影響を受ける乙に、甲が定める方法にて通知又は公表します。

第3条（用語の定義）

本規約で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 「申込者」とは、甲への N.mobi サービス申込書（以下、「申込書」といいます。）の

提出により、利用契約の締結を希望する者をいいます。

2. 「利用者」とは、乙の下で個別サービスを利用する者をいいます。

第4条（本サービスの内容）

1. 申込者は、申込書にて別紙1のいずれかのサービスプランを選択することとします。
2. 申込者が利用開始後にサービスプランを変更する場合は、甲所定の方式で変更申込を行うものとし、サービスプランの変更に関しては第6条（本サービス利用期間）に定める契約期間中であっても実施できるものとします。
3. 甲は、乙が本サービスの利用に必要な端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。本サービスの利用に際しては、お客さまの端末機器をインターネットに接続するための手段をお客さまの責任においてご用意頂くことが必要となります。

第5条（契約の成立）

1. 申込者は、本サービスの提供を希望する場合、本規約等に同意の上、甲所定の申込書を提出して申込みものとし、甲がこれに対し書面で承諾の通知を行ったときに利用契約が成立するものとします。
2. 甲は、次の事項に該当する場合、前項にかかわらず申込者の申込みを承諾しないことができるものとします。
 - (1) 前項の申込者が提出する申込書に不備がある場合
 - (2) 申込書を提出した申込者に本サービスを提供すると、甲に業務上若しくは技術上の問題が生じる場合又は生じる恐れがある場合
 - (3) 申込者若しくは乙が本規約の条項のいずれかに違反している、又はその可能性がある」と甲が判断した場合
 - (4) 過去甲との契約に違反した者又はその関係者であると甲が判断した場合
 - (5) このほか、甲が不相当と判断した場合
3. 甲は、本サービスの利用契約が成立した場合、別紙2記載の条件で、個別サービスを提供するものとします。
4. 利用契約締結後、申込者がサービス開始日までに契約のキャンセルを希望する場合は、甲に対して1年分の本サービスの利用料金を支払うものとします。

第5条の2（本サービスの導入）

1. 甲は、乙に対し、本サービスの導入に必要な作業を申込書に記載するサービス開始希望日までに実施するものとします。また、サービス開始希望日までの作業完了が困難な場合には、甲は速やかに乙に対し、その旨と作業完了見込日を報告するものとします。

2. 乙は、甲による前項の作業完了後、速やかに本サービスの導入に不備がないか検査を行うものとし、当該検査に合格することをもって検収とします。

第6条（本サービス利用期間）

1. 本サービスの利用期間は1年とし、サービス開始日は前条に定める検収の日とします。甲は、サービス開始日をサービス開始通知書にて乙に通知します。
2. 乙は本サービスの利用期間においては利用契約を解約できないものとします。
3. 本サービスは、利用期間満了の3カ月前までに、乙からの書面による終了の意思表示がなされない場合、利用契約は同一条件で1年間契約更新されるものとし、以降も同様とします。

第7条（契約事項変更の届出）

乙は、第5条の定めに従って提出する申込書の記載内容に変更が生じた場合、甲所定の変更申込書によって、その旨を速やかに甲に届け出るものとします。なお、変更の届出があった場合、甲は、その変更の事実を証明する書類等を要求することがあります。

第8条（契約の解除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なく利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 自己の振出、裏書若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りになったとき
 - (2) 破産、民事再生手続き、会社更生等の申立があったとき、あるいは第三者により差押、仮差押、仮処分、競売等を受けたとき、その他債務の履行が困難であると甲が判断したとき
 - (3) 甲と乙との間における継続的取引を維持するための信頼関係が損なわれる事態が生じたとき
 - (4) 本規約の条項に違反し、相当期間を定めた催告にもかかわらず是正しないとき
 - (5) 第20条第1項及び第2項、並びに第21条第1項に違反したとき
 - (6) 第27条の定めに従って違反したとき
 - (7) その他利用契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき
2. 前項の定めによる利用契約の解除が契約期間中になされた場合、乙は、残存する契約期間にかかる利用料金を支払う義務を負うものとします（既に当該利用料金を支払い済みの場合、当該支払済みの利用料金は返金されないものとします）。また前項の定めによる利用契約が解除された場合、乙は甲に対する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務全額を甲に一括にて支払うものとします。また、甲は乙との間の債権・債務を相殺できるものとします。
3. 前第1項各項の定めにより利用契約を解除した場合、甲は乙に対し当該解除により

生じた損害賠償を請求できるものとします。なお、このとき、甲は乙に対して損害賠償責任を負いません。

第9条（乙の地位の譲渡禁止）

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく本規約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、承継し、引き受けさせ、賃貸し、又は担保に供してはならないものとします。
2. 甲は、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡（事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わないものとします。）した場合には、当該譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに乙の登録情報その他の情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、乙は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。

第10条（料金と支払方法）

乙は、別途定める本サービスの利用にかかる利用料金を、甲又は甲が別途指定する第三者に対して、別途定める方法にて支払うものとします。

第10条の2（クレジットカード経由の料金回収等）

1. 利用者が乙に対し支払うべき貸渡サービス利用料金の内、甲のシステムを通じてクレジットカードにより決済された貸渡サービス利用料金に関しては、甲が一度預かった後、乙に対して支払うものとします。
2. 前項の定めに従い甲が利用者から預かった金銭に関して、毎月1日から月末までの間に甲が預かった金額を集計し、定められた期日に銀行振り込みにて乙に支払うものとします。その際、決済手数料相当額として集計した金額に4.5%を乗じた額を差し引いた金額を、集計した金額から差し引いて乙に支払います。
3. 甲が決済代行会社に支払う手数料率に変更された場合は、前項に規定する決済手数料相当額の割合についても変更することがあります。

第11条（利用料金等の払戻し）

乙が本サービスを利用する目的で支払った利用料金その他の費用は、甲は、理由の如何にかかわらず払戻しを行う義務を負わないものとします。

第12条（災害減免）

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

第13条（利用制限）

甲は、天災及び事変などの非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合、災害の予防又は救援、交通、通信又は電力の供給の確保若しくは秩序の維持に必要な事項に係る通信等、公共の利益のために本サービスの利用を制限する措置をとることができるものとします。

第 14 条（本サービスの停止）

1. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。なお、この場合、利用料金等の減額・払い戻し等を行わないものとし、本条に基づく本サービスの停止により乙に生じた損害について責任を負わないものとします。
 - (1)本サービスを提供する甲システムの保守を行うとき
 - (2)電気通信事業者の都合により本サービスを提供するために必要となる電気通信回線の使用が不能なとき
 - (3)甲が利用する外部サーバーの使用が不能なとき
 - (4)運用上又は技術上やむを得ず本サービスの一時中断が必要であると甲が判断したとき
 - (5)天災、事件、事故、その他不可抗力など、甲の責に帰し得ない事由により本サービスの履行ができない場合
2. 甲は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨と本件サービス提供停止の予定時間を乙に通知するものとします。但し、緊急・やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 15 条（本サービスの廃止）

1. 甲は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 甲は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、乙に対し、廃止する日の 3 カ月前までにその旨を通知するものとします。
3. 甲は、本条に基づく本サービスの廃止につき一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（本サービス内容の変更）

甲は甲の判断により、随時本サービスの内容を変更できるものとします。甲は、本条に基づく本サービスの内容の変更につき一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（保守）

1. 甲は、本サービスを円滑に提供するため、本サービスの提供に使用する設備を善良なる管理者の注意をもって維持します。
2. 甲は、本サービスの提供又は利用について障害があることを認識した場合、可能な限

り速やかに、乙にその旨を連絡し、本サービスに使用する設備を修理又は復旧するものとします。

3. 甲は、本サービスにかかる情報セキュリティを確保するために、甲の本サービス提供設備に甲所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、この防護措置は本サービスにおけるサイバー攻撃を完全に防止することを何ら保証するものではありません。

第 18 条（責任の制限）

1. 甲は、本サービスの品質、性能、信頼性、正確性、有用性、適法性、特定目的への適合性、契約不適合がないこと及び第三者の権利を侵害していないことを含め、本サービスにつき如何なる保証（法律上の契約不適合責任を含みます。）しません。また甲は以下各号の場合を含め、いかなる場合も乙又は利用者の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき甲が予見し、また予見し得た場合を含みます。）及び第三者から乙又は利用者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含め、本サービスの利用に起因して又は本規約等に関連して、乙又は利用者が生じた全ての損害について一切責任を負いません。但し、甲の故意又は重過失による場合は、甲は、本サービスに関し乙に直接かつ現実に生じた損害に限り、かつ 10 万円を上限として賠償責任を負うものとします。
 - (1)計画メンテナンスの実施
 - (2)地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、テロ、暴動等
 - (3)行政機関又は司法機関による業務を停止する旨の命令
 - (4)甲管理設備以外に起因する場合
 - (5)乙の管理するネットワーク、システムに起因する場合
 - (6)乙又は利用者の不正な操作
 - (7)本サービスの利用に必要な機器又は甲提供ソフトウェアを乙又は利用者が改造、改変を行った場合
 - (8)第三者からの攻撃及び不正行為
 - (9)その他、甲の責めに帰すべからざる事由による場合
2. 乙は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、甲にいかなる責任も負担させないものとします。
3. 本サービス及びその利用に関し、乙と他の乙その他第三者との間で紛争が生じた場合、乙は自己の責任と費用で当該紛争を解決するものとし、甲は一切の責任を負いません。

第 19 条（利用環境）

1. 乙は、本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段及び交通手段等の環境

を全て自らの費用と責任で備えます。また、本サービスの利用にあたり必要となる通信費用は、全て乙の負担とします。

2. 本サービスに関して、利用者の端末環境を含む通信環境やインターネットの利用形態、ネットワークの混雑状況等により、本サービスに影響が出る場合や利用できない場合があります。
3. 甲は、前項の場合について一切の責任を負わないものとします。

第 20 条 (ID 及びパスワードの管理について)

1. 乙は、利用者の ID 及びパスワードの情報について管理責任を負い、利用者に対し、利用者の ID 及びパスワードを利用者以外の第三者に使用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をさせてはならないものとします。サービスに関して、利用者の端末環境を含む通信環境やインターネットの利用形態、ネットワークの混雑状況等により、本サービスに影響がでる場合や利用できない場合があります。
2. 利用者の ID 及びパスワード情報の管理不十分、第三者の使用等による損害の責任は乙が負い、甲は一切の責任を負いません。
3. 甲は、前第 1 項の定めにかかわらず、利用者以外の第三者が当該利用者の ID 及びパスワードを使用して行った行為は、利用者本人によって行われた行為とみなします。

第 21 条 (乙及び利用者の責務)

1. 乙及び利用者は、本サービスで提供されるソフトウェア等のプログラムの全部又は一部について、本サービス利用期間中はもちろん、利用期間終了後も次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 第三者への譲渡又は担保権の設定
 - (2) 第三者に対する再使用権の設定
 - (3) 解析(逆アセンブル)、翻案(逆コンパイル)、その他の逆行分析、変更、切除などの改変
 - (4) ソフトウェア等のプログラム及びこれに関して知り得た技術情報の第三者への開示
 - (5) ソフトウェア等のプログラムの全部又は一部を構成部分として組込んだプログラムの作成又は第三者への開示、販売、賃貸及び使用許諾
2. 乙は、利用者に対し、本サービスの利用にあたっては本規約等の周知を行うとともに、以下の行為が禁止されており、当該行為をしないよう通知するものとします。
 - (1) 甲又は第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 甲又は第三者の著作権のほか、知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

- (3)他人の情報をを用いてドメイン名の登録を行う行為
 - (4)不正競争防止法に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (5)犯罪行為又は犯罪行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為、あるいはかかるおそれのある行為
 - (6)虚偽の情報を意図的に提供する行為又はそのおそれのある行為
 - (7)公職選挙法に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (8)本サービスの提供を妨害する行為又はそのおそれのある行為
 - (9)甲の設備に過大な負荷を与える行為
 - (10)本サービスの利用の目的以外でシステムを使用する行為
 - (11)第三者のサービスの利用に支障を与える方法又は態様でサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (12)風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業又はそれに類似する行為
 - (13)無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講又はそれに類似する行為
 - (14)特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定電子メールの送信等に関するガイドライン、特定商取引法等の関連法令、規則、ガイドライン等に反する行為
 - (15)本項に規定する行為と同等に不適切な行為と甲が判断する一切の行為
3. 前各項に違反した場合、甲は乙に対し損害賠償を請求することができます。

第 22 条（本サービスの転売又は転用）

- 1. 乙は、目的の如何を問わず、甲又は甲提携先との特段の定めがある場合を除き、自ら又は第三者をして、本サービスを自ら又は当該第三者のサービスと称して、又は甲の販売代理店と称して第三者に提供すること、又は本サービスを再利用すること（使用、再生、複製、複写、転売、転用、再販売などの形態の如何を問いません。）はできません。
- 2. 前項の違反が認められる場合、甲は、乙が本サービスを第三者に提供又は再利用したことによる利益（第三者をして前項の行為をさせた場合には第三者に生じた利益を含みます。）を、甲に生じた損害として乙に賠償するものとします。

第 23 条（データの取り扱い）

- 1. 乙は、乙が本サービスに登録、保存したデータを自らの責任でバックアップとして保存するものとします。
- 2. 甲は、終了理由の如何にかかわらず、本サービスの利用契約が終了した場合には、乙及び利用者に関連するデータを甲の設備から消去できるものとします。利用終了後において乙が当該乙及び利用者に関連するデータを必要とする場合には、乙自らあらかじめ保存を行っておかなければならないものとします。また、この場合において、

甲は、乙があらかじめデータを保存しておかなかったこと、又は保存ができなかったことによって乙又は第三者に発生した一切の損害について、原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

第 24 条（本サービスにおけるデータ等の利用）

甲は、乙及び利用者から提供を受けた個人情報を甲のプライバシーポリシー (<https://www.ntt-west.co.jp/share/privacy.html>) に従って適切に利用いたします。

第 25 条（知的財産権）

1. 本サービスの提供に関連して甲が乙及び利用者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム、コンテンツ又は物品（本規約、サービス仕様、取扱説明書、本サービスにおいて加工・分析・編集・統合等されたデータ等を含みます。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）及び著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は甲又は甲の指定する者に帰属します。

ただし、本サービスの提供のために乙から提供された画像等のプログラム、コンテンツ又は物品（以下総称して「乙コンテンツ等」といいます。）に関しては乙に帰属するものとします。乙は、甲に対し、本サービス提供のために必要な範囲で、乙コンテンツ等を利用する権利を無償で許諾するものとします。

2. 乙又は利用者が甲の財産権を侵害した場合、甲は、乙又は利用者に損害賠償を請求することができるものとします。

第 26 条（機密保持と個人情報の保護）

1. 乙は、甲から機密情報である旨明示の上、提供される一切の技術情報が甲の機密情報であることを認め、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、その全部又は一部を本規約等で定められた目的及び態様以外の方法で利用、開示及び複製を行わないものとします。
2. 甲は、本サービスの利用に関連して提供された乙又は利用者の情報について甲の情報セキュリティ基本方針並びに個人情報保護方針に従い、利用、開示等を行うものとします。

第 27 条（再委託）

1. 甲は、本サービスの提供に係る業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることができるものとします。
2. 前項の場合、甲は、甲が指定する第三者に甲と同様の義務を負わせるものとし、その

業務遂行に責任を持つものとします。

第 28 条（反社会的勢力等の排除）

1. 乙及び甲は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること
 - (2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
2. 乙及び甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 29 条（甲からの通知等）

1. 甲が乙に対して電子メール、郵便又はファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、甲に問い合わせるものとします。
2. 甲は、乙が前項の連絡の内容を理解しているものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 乙が、甲の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等を受け取った場合において、その内容が不自然であるときは、偽造されたものである可能性がある為、速やかに甲に連絡するものとします。
4. 本サービスに関する問い合わせその他乙若しくは利用者から甲に対する連絡又は通知、及び甲から乙に対する連絡又は通知は、甲の定める方法で行うものとします。

第 30 条（変更の届出）

1. 乙が本サービスの申込の際に甲に知らせた事項について変更があったときは、変更の内容を速やかに甲に届け出るものとします。

2. 甲は、前項の届出が甲に到達し、かつ、甲が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前 2 項の規定は、本条により甲に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第 1 項及び第 2 項の規定は、相続、合併又は事業譲渡等により第 9 条第 1 項にもとづく乙の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本規約にもとづく乙の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行うものとしします。

第 31 条（裁判管轄）

本規約等に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 32 条（準拠法）

本規約等の解釈、適用及び履行については、本規約等に別の定めのない限り日本法を適用するものとしします。

第 33 条（協議）

本規約等に定めのない事項又は本規約等又は利用契約の履行につき疑義を生じた場合には、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとしします。

附則

本規約等は、2024 年 4 月 1 日施行

2024 年 10 月 15 日改定

本改定規約等は、2026 年 7 月 1 日から適用

別紙1 サービスプラン毎の個別サービスの内容

【1. N.mobi エントリープラン】

<個別サービス>

- ・営業車/公用車用スマートフォンアプリ/Web アプリ
車両の予約、貸出、返却、日報管理等、営業車/公用車利用に必要な機能を備えたスマートフォンアプリ/Web アプリを提供します。
- ・営業車/公用車管理システム
営業車/公用車利用状況の管理などを行うための web システムを提供します。

【2. N.mobi エントリープラン ピーク制御オプション】

- ・充電ステーションエネルギーマネジメント（ピーク制御のみ）
充電ステーションが設置されている需要場所の契約電力/契約容量、および充電ステーションが接続されている分電盤容量が、充電により設定値を超過しないように充電の制御を行います。

N.mobi エントリープラン ピーク制御オプションの利用には甲が定める IOT 機器が必要となります。

【3. N.mobi ライトプラン】

<個別サービス>

- ・充電ステーションエネルギーマネジメント（ピーク制御のみ）
充電ステーションが設置されている需要場所の契約電力/契約容量、および充電ステーションが接続されている分電盤容量が、充電により設定値を超過しないように充電の制御を行います。

N.mobi ライトプランの利用には甲が定める IOT 機器が必要となります。

【4. N.mobi スタンダードプラン】

<個別サービス>

- ・営業車/公用車用スマートフォンアプリ/Web アプリ
車両の予約、貸出、返却、日報管理等、営業車/公用車利用に必要な機能を備えたスマートフォンアプリ/Web アプリを提供します。
- ・営業車/公用車管理システム
営業車/公用車利用状況の管理などを行うための web システムを提供します。

- ・スマートチャージ

車両の予約状況を踏まえ、一定の車両充電残量を確保するための充電制御を行います。

- ・充電ステーションエネルギーマネジメント

充電ステーションが設置されている需要場所のピーク制御、ピークカット、再生可能エネルギー優先充電などを実施するための充電/放電の制御を行います。

N.mobi スタンダードプランの利用には甲が定める IOT 機器が必要となります。

【5. N.mobi プレミアムプラン】

<個別サービス>

- ・営業車/公用車用スマートフォンアプリ/Web アプリ

車両の予約、貸出、返却、日報管理等、営業車/公用車利用に必要な機能を備えたスマートフォンアプリ/Web アプリを提供します。

- ・営業車/公用車管理システム

営業車/公用車利用状況の管理などを行うための web システムを提供します。

- ・バーチャルキー

遠隔で車両のドアロックの解錠/施錠を行うことを可能にします。

- ・スマートチャージ

車両の予約状況を踏まえ、一定の車両充電残量を確保するための充電制御を行います。

- ・充電ステーションエネルギーマネジメント

充電ステーションが設置されている需要場所のピーク制御、ピークカット、再生可能エネルギー優先充電などを実施するための充電/放電の制御を行います。

【6. N.mobi フルパッケージプラン】

<個別サービス>

- ・営業車/公用車用スマートフォンアプリ/Web アプリ

車両の予約、貸出、返却、日報管理等、営業車/公用車利用に必要な機能を備えたスマートフォンアプリ/Web アプリを提供します。

- ・営業車/公用車管理システム

営業車/公用車利用状況の管理などを行うための web システムを提供します。

- ・バーチャルキー

遠隔で車両のドアロックの解錠/施錠を行うことを可能にします。

- ・スマートチャージ

車両の予約状況を踏まえ、一定の車両充電残量を確保するための充電制御を行います。

- ・充電ステーションエネルギーマネジメント

充電ステーションが設置されている需要場所のピーク制御、ピークカット、再生可能エネ

ルギー優先充電などを実施するための充電/放電の制御を行います。

- ・カーシェア利用料回収代行

クレジットカード決済または請求書による料金回収代行を行います。

N.mobi プレミアムプラン、フルパッケージプランの利用には甲が定める IOT 機器が必要となります。

【7. スマート充電器プラン ベーシック】

＜個別サービス＞

- ・充電ステーションエネルギーマネジメント

充電ステーションが設置されている需要場所のピーク制御、ピークカット、再生可能エネルギー優先充電、時間帯別電力単価連動充電などを実施するための充電の制御を行います。

スマート充電器プラン ベーシックの利用には当社が定める充電器が必要となります。

【8. スマート充電器プラン プロ】

＜個別サービス＞

- ・充電ステーションエネルギーマネジメント

充電ステーションが設置されている需要場所の計測実績に基づくピーク制御、ピークカット、再生可能エネルギー優先充電、時間帯別電力単価連動充電などを実施するための充電の制御を行います。

スマート充電器プラン プロの利用には当社が定める充電制御用IOT機器及びそれに対応する充電器が必要となります。

以上

別紙 2 本サービスの提供条件

1.本サービスの運用

(1) 本サービスの提供時間

24 時間 365 日

(2) 保守による本サービスの停止

・臨時保守

実施の 1 週間前までに甲指定の方法で乙に連絡する

・緊急保守（本サービス継続に関わる事象・セキュリティ対策等必要最小限なもの）

本サービスに影響がある場合、事前に甲指定の方法で乙に連絡する

2.サポート体制

(1) システムサポートセンター

乙からの通常の問い合わせを受け付ける

- ・提供時間 : 平日 9 時 30 分－18 時（年末年始及び甲所定の休日を除く）
- ・受付方法 : 電話及びメール
- ・受付言語 : 日本語
- ・回答可能内容：本サービスに関する問合せ

(2) 総合カスタマーセンター

乙からの緊急のシステムトラブルに関する問い合わせを受け付ける

- ・提供時間 : 24 時間 365 日
- ・受付方法 : 電話
- ・受付言語 : 日本語
- ・回答可能内容：本サービスのシステムトラブルに関する問合せ

以上